

青葉台商店会規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は事務局住所を青葉台 1-15-27 相沢マンション 202 号に置くこととする。

第2条 目的

本会は、青葉台商店会会員の相互扶助の精神に基づき、本会に必要な共同事業を行う事により「青葉台商店会」の乾山なる発展とともに、会員相互の親睦と福利を図ることを目的とする。

第3条 組織

本会は、商店会の発展と商店会を通じ、街の発展に寄与する意思のある者をもって組織する。

- (1) 本会の会員は青葉台 1 丁目、青葉台 2 丁目、榎が丘、つつじが丘、地区及びその周辺に出展するものが所定の手続きをなし理事会の承認を得て入会することが出来る。脱退する場合には理事会の協議を得るものとする
- (2) 本会の会員は、一般会員、特別会員、準会員とする
- (3) 本会の規約に反した言動、行動のため著しく会の運営に影響をあたえた者は総会の議決で除名することが出来る
- (4) 本会の運営を円滑に進めるため、理事会で必要と認めた場合には、支部を置くことができる

第2章 事業

第4条 事業

本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 売出しに関する共同事業
- (2) 宣伝広告に関する事項
- (3) 会員および従業員の教育並びに福利厚生に関する事項
- (4) 会員相互の親睦に関する事項
- (5) 会の事業に係わる休日、開店の時刻等に関する指導
- (6) 火災予防、犯罪防止並びに災害救助に関する事項
- (7) 保険衛生、環境衛生に関する事項
- (8) 簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関する事項
- (9) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第5条 会費

本会は、第 4 条の事業を行うため、会費を徴収する。

- (1) 会費として、一般会費並びに特別会費を納入する
- (2) 前項の会費の額、その他徴収の時期および方法その他必要な事項は理事会において決定する
- (3) 帰納の会費は返還しない

第6条 経費

本会の経費は会費、簡易保険の団体払い込み制度による団体割引、寄付金、及びその他をもって充てる。

第7条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、顧問及び職員

第8条 役員

本会に次の役員を置く。

理事 15名 監事 2名 役員の定員 17名

第9条 役員選挙

理事及び監事は前条第1項の区分により、所属会員が選挙もしくは推薦した者とし、総会において承認を得た者とする。

第10条 役員の任期

役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

- (1) 補欠のため選挙もしくは、推薦された役員の任期は前任者の残存期間とする
- (2) 任期満了または辞任によって退任した役員は、新役員が就任するまでなお役員の職務を行う

第11条 役員職務

理事長は本会を代表し、会務を総轄する。

- (1) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは副理事長がこれを代行する
- (2) 理事は理事会を構成し、本会の重要事案につき審議する
- (3) 会計理事は、本会の経理会計に関する事務を行う
- (4) 監事は本会の会計を監査する

第12条 役員報酬

役員は無報酬とする。

第6条 顧問

本会の運営上、必要と認めるときは、理事会の議決により顧問を若干名置くことができる。

- (1) 顧問はいずれの会議にも随時出席し、会の健全なる発展のため意見をのべることができる

第14条 職員

本会の事務局に職員若干名を置くことができる。

第4章 総会、理事会及び委員会

第15条 総会

総会は会員及び監事を以て構成され、定期総会と臨時総会に分ける。

- (1) 定期総会は毎事業年度終了後2カ月以内に理事会が招集し開催する
- (2) 臨時総会は理事会の議決もしくは、会員の3分の1以上の要請があるときは、理事長が招集し開催する
- (3) 総会の議長は理事長がこれにあたる

第16条 総会の付議事項

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) 本会規約の変更
- (3) その他本会運営に必要な事項

第17条 総会の議事録

総会の議事は会員の2分の1以上の出席を以て成立し、議決は出席会員の2分の1以上をもって有効とする。

- (1) この際議長は、議決権を行使してさしつかえない
- (2) 総会の議事については議事録を作成し、議事経過の要領及び議案別の議決の結果を記載し、議長及び出席理事の捺印を得なければならない
- (3) 会員が代理人により議決権を行使しようとするときは本会に委任状を提出し、その代理人を証明することを要する際、その代理人は出席会員に限る

第18条 理事会

理事会は理事を以て構成し、理事長がこれを招集し開催する。

- (1) 理事は必要があると認めた時は、いつでも理事長に対して理事会を招集するべきことを請求できる
- (2) 監事は随時理事会に出席し、意見を述べ、または理事会の諮問に答えることができる。この場合議決には加わらない
- (3) 理事会の議長は、理事長がこれにあたる

第19条 理事会の付議事項

理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する重要事議案
- (2) 通常の運営事項並びに緊急を要する事項
- (3) その他会員より委任された事項

第20条 理事会の議事録

理事会の議事は理事の2分の1以上の出席を以て成立し、議決は出席理事の3分の2以上をもって有効として、議事録は第16条の規定を準用する。

第21条 委員会

本会はその事業の執行に関し、理事会が必要と認めるときは委員会を置くことができる。

- (1) 委員会の種類、組織および運営に関する事項は理事会において決定する
- (2) 委員会において審議された事項は、理事会に報告しなければならない

第5章 雑則

第22条 規約の改正

本規約の変更は、理事会において審議し総会の議決を経て決定する。

第23条 規定

本規約で定めるものの外事業の実施、その他必要な事項は総会の議決を得て実施する。

第24条 名称変更

平成23年5月23日第43回通常総会において商店会名称を「青葉台連合商店会」から「青葉台商店会」へ変更した。

附則

本規約は和44年3月1日より実施する。

昭和48年3月25日(第5回)総会にて一部改正さる。

昭和58年3月29日(第15回)総会にて一部改正さる。

昭和62年4月16日(第19回)総会にて一部改正さる。

平成15年4月18日(第35回)総会にて一部改正さる。

平成18年4月14日(第38回)総会にて一部改正さる。

平成23年5月23日(第43回)総会にて名称が改正さる。

平成26年2月1日製作